

令和2年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、共通する着眼点、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

(1) 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

(2) 監査対象団体及び主な着眼点

ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）

- ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）

- ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
- ・補助金等の目的が達成されているか。

ウ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）

- ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
- ・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の23団体を選定し監査を実施した。

(1) 出資団体（8団体）

公益財団法人 山梨県農業振興公社
公益財団法人 山梨県下水道公社
山梨県住宅供給公社
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団
公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター
株式会社 山梨食肉流通センター
公益財団法人 山梨県青少年協会

(2) 補助金等交付団体（3団体）

山梨県小児救急医療事業推進委員会【山梨県小児救急医療体制整備費補助金】
学校法人 看護学園【山梨県看護師等養成所運営費補助金】【甲府看護専門学校運営費補助金】
やまなし県民文化祭実行委員会【やまなし県民文化祭開催費補助金】

(3) 公の施設管理団体（12団体）

アドブレーション・共立・NTT ファシリティーズ共同事業体【県民文化ホール】
合同会社 丹青やまなし【リニア見学センター】
合同会社 カナエール【聴覚障害者情報センター】
cowshi 金川の森パートナーズ【森林公園金川の森】
株式会社 ハイジの村【フラワーセンター】
株式会社 桔梗屋【富士湧水の里水族館】
株式会社 富士グリーンテック【御勅使南公園】【飯田野球場】
株式会社 かいすた【富士川クラフトパーク（富士川観光センター含む）】

笛吹川フルーツ公園マネジメントグループ【笛吹川フルーツ公園】
アメニス山梨（桂川）グループ【桂川ウェルネスパーク】
山梨科学推進グループ【科学館】
SPS・桔梗屋・KBS 共同事業体【美術館・文学館・芸術の森公園】

3 監査対象期間

令和元年度

4 監査実施期間

令和2年9月9日～令和3年1月28日

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

(1) 指摘事項 1件

(2) 指導事項 33件

(3) 注意事項 15件

9 監査実施団体ごとの監査の結果

別紙1のとおりである。

10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

(1) 監査実施団体への意見

別紙2のとおりである。

(2) 総括的な意見

今回の監査において、各団体で定められた規程等の内容の不備や規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものが見受けられた。各団体においては、適時規程等の必要な見直しを行うとともに、チェック体制の強化など再発防止策を徹底されたい。

また、指定管理者制度を導入している施設において、事業報告書の管理業務に係る収支決算に報告誤りのあるものが見受けられた。指定管理者が管理する施設の所管課においては、公の施設の管理運営が協定書に基づき適正かつ安定的に行われるよう、指定管理者との連携を密にし、施設の設置者である県として必要に応じた適切な指導に努められたい。

各団体の所管課においては、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社	
所管部(局)課	農政部 担い手・農地対策課	
監査実施日	令和2年10月8日、9日 11月6日	
事業の概要	<p>本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う優れた農業者の確保育成、農産物のブランド化等による産地育成、その他地域農業構造の改善及び農業・農村の活性化、土地改良事業等の業務受託等の事業を行い、もって県土の利用と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 農業経営の基盤強化と農地の有効利用に関する事業であって、次に掲げるもの</p> <p>農地中間管理に関する事業 農地売買等に関する事業 農用地等の整備に関する事業 農業構造の改善及び農村環境の整備並びに農村の活性化等に関する事業 土地改良事業及び耕作放棄地再生活用事業等の業務受託に関する事業</p> <p>(2) 将来を担う優れた農業者の育成・確保に関する事業であって、次に掲げるもの</p> <p>青年農業者等担い手の確保育成に関する事業 就農希望者に対する就農相談活動に関する事業 就農支援資金の貸付等に関する事業</p> <p>(3) 農産物のブランド化等による産地育成に関する事業であって、次に掲げるもの</p> <p>県農作物奨励品種等の種苗の増殖、供給に関する事業</p> <p>(4) 農業・農村の活性化に関する調査等の受託に関する事業であって、次に掲げるもの</p> <p>中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託に関する事業 山梨県植物防疫協会の事務局業務の受託に関する事業</p> <p>(5) その他公社の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	<p>[出捐金] (出捐率 68.6%) 451,500,000 円</p> <p>[補助金] 山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金 71,189,235 円</p> <p>山梨県就農支援センター事業費補助金 7,201,645 円</p> <p>山梨県シニア世代就農促進事業費補助金 3,841,179 円</p> <p>山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金 2,989,470 円</p> <p>山梨県土地改良事業費補助金 1,100,000 円</p> <p>[貸付金] 農地保有合理化促進事業資金貸付金 141,793,000 円</p> <p>[損失補償] 農地保有合理化促進事業 142,023,000 円</p>	
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 就農支援資金貸付金 先数3件 2,910,500 円</p> <p>2 総勘定元帳の日付と預貯金からの出金日は一致しなければならないが、総勘定元帳及び出金伝票の日付が、普通預金からの出金日と相違しているものがあつた。</p> <p>3 シニア世代就農促進セミナーの会場使用料支払に係る資金前渡において、普通預金から出金した日以降、職員が受領・支払するまで現金化された状態であつたが、会計規程第8条第1項に定められた現金出納帳が作成されていなかった。</p> <p>4 会計規程第38条第1項に「契約の事務手続きは、山梨県財務規則の規定に準じて行うものとする。」と定められているが、契約書に次のとおり不備があつた。 ①単価契約において、違約金算出に必要な予定数量が記載されていないものがあつた。 ②支払遅延防止法に定める遅延利息の利率や条項の記載内容が相違しているものがあつた。</p>	

	③山梨県暴力団排除条例に基づく契約解除条項及び違約金条項が記載されていないものがあつた。
	<注意事項> 2件

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課下水道室	
監査実施日	令和2年10月14日 11月27日	
事業の概要	<p>下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発、下水道施設の管理運営並びに下水道排水設備工事責任技術者の認定等を行い、もって県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。</p> <p>(1) 下水道技術の調査研究 (2) 下水道知識の普及啓発 (3) 流域下水道施設の維持管理事業及び当該事業の関連事業 (4) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録等 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 50.0%)	37,000,000 円
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 退職した臨時職員に係る時間外割増賃金に対する雇用保険料が徴されていないがあつた。 2 県外旅行に係る旅費において、旅行雑費が支払われていないものがあつた。 3 財務規程第49条第1項に「収入の誤納又は過納となつた金額の払戻しをしようとするときは、れい出伺を作成し、出金伝票を発行するとともにその余白に「収入金れい出」と朱記しなければならない。」と定められているが、責任技術者認定事業における過誤納金について、れい出伺ではなく通常の執行伺が起票されており、出金伝票への「収入金れい出」の記載もされていないがあつた。</p>	
	<注意事項> 1件	

監査対象団体	山梨県住宅供給公社	
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課	
監査実施日	令和2年11月5日、6日 12月24日	
事業の概要	<p>住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 住宅の積立分譲を行うこと。 (2) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (3) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (4) 市街地においてこの公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (5) 住宅の用に供する宅地の造成にあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (6) この公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (8) 水面埋立事業を施行すること。</p>	

	<p>(9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。</p> <p>(10) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。</p>														
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>[出資金] (出資率100.0%)</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金</td> <td>240,000,000円</td> </tr> <tr> <td>山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金</td> <td>8,451,000円</td> </tr> <tr> <td>[負担金] 山梨県住宅供給公社職員共済組合費負担金</td> <td>2,404,872円</td> </tr> <tr> <td>[貸付金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金</td> <td>6,876,232,000円</td> </tr> <tr> <td>[損失補償] 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償</td> <td>8,142,232,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和元年度債務負担行為限度額)</td> <td>7,005,251,000円)</td> </tr> </table> <p><公の施設管理> 山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日 指定管理料（令和元年度） 15,751,188円</p>	[出資金] (出資率100.0%)	10,000,000円	[補助金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000円	山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	8,451,000円	[負担金] 山梨県住宅供給公社職員共済組合費負担金	2,404,872円	[貸付金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000円	[損失補償] 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償	8,142,232,000円	(令和元年度債務負担行為限度額)	7,005,251,000円)
[出資金] (出資率100.0%)	10,000,000円														
[補助金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000円														
山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	8,451,000円														
[負担金] 山梨県住宅供給公社職員共済組合費負担金	2,404,872円														
[貸付金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000円														
[損失補償] 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償	8,142,232,000円														
(令和元年度債務負担行為限度額)	7,005,251,000円)														
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <table border="0"> <tr> <td>一般賃貸住宅管理事業未収金</td> <td>3,571,345円</td> </tr> <tr> <td>貸借勘定関連未収金</td> <td>13,368,096円</td> </tr> <tr> <td>抵当権抹消費立替金</td> <td>5,693円</td> </tr> <tr> <td>家賃差押費用立替金</td> <td>103,500円</td> </tr> </table> <p>2 山梨県営住宅等管理業務仕様書において、一般修繕業務については山梨県営住宅設置及び管理条例第19条第1項及び別表負担区分表に基づき負担区分を適切に判断して処理するとされ、当該負担区分表において入居者負担とすべき修繕と管理者負担とすべき修繕とを区分している。しかし、当該負担区分表において経年劣化による修繕であっても入居者負担に区分されている換気扇修繕を、実際の運用上は管理者負担としているものが複数あり、区分表の定めと実際の運用に不整合が生じていた。</p> <p>3 県営住宅等退去修繕等実施要綱第5条第7号に「公社は、修繕完了後に指定業者から発注書を受領したときは、遅滞なく検査を行うものとする」と定められているが、発注書に履行確認した旨が記載されていないものがあった。</p> <p>4 遊具撤去補修工事において、元請業者が排出事業者として建設廃棄物等の処理を実施しているが、山梨県住宅供給公社財務規程第111条で、工事契約に関しては山梨県の契約関係規則等によるとされており、建設副産物処理基準に基づき、発注者として委託契約書及びマニフェスト等により処理の確認をするべきところ、マニフェスト等による確認が行われていないものがあった。</p> <p><注意事項> 2件</p>	一般賃貸住宅管理事業未収金	3,571,345円	貸借勘定関連未収金	13,368,096円	抵当権抹消費立替金	5,693円	家賃差押費用立替金	103,500円						
一般賃貸住宅管理事業未収金	3,571,345円														
貸借勘定関連未収金	13,368,096円														
抵当権抹消費立替金	5,693円														
家賃差押費用立替金	103,500円														

監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
所管部(局)課	警察本部 組織犯罪対策課
監査実施日	令和2年10月22日
事業の概要	暴力団員による不当な行為を予防するための広報、支援等の活動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為についての相談、被害者の救援等の事業を行うことにより、社会全体の暴力排除意識の高揚並びに暴力団員による不当な行為等の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。

	<p>(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報及び啓発事業</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を支援する事業</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの電話相談及び面接相談事業</p> <p>(4) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する事業</p> <p>(5) 少年を暴力団から守る事業</p> <p>(6) 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援助事業</p> <p>(7) 山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の委託を受けて、事業所等の不当要求防止責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習事業</p> <p>(8) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の事業を援助する事業</p> <p>(9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して、見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援事業</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対し、少年を暴力団から守るための活動に必要な研修事業</p> <p>(11) 暴力団員による不当な行為の予防に関する相談及び暴力団監視事業</p> <p>(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 50.5%) 300,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項] なし
	<注意事項> 1件

監査対象団体	公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和2年10月21日	
事業の概要	<p>臓器（臓器の移植に関する法律第5条に規定する臓器）移植に関する知識の普及啓発及び啓蒙を図るとともに、腎臓機能障害者に対して腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発と、腎臓移植に関する事業を行い、山梨県民の医療の向上に資し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 臓器移植に関する普及啓発及び啓蒙活動</p> <p>(2) 腎臓移植希望者に対する知識や情報の提供を行い、腎臓移植希望登録者の登録及びそれに関連した業務である組織適合検査の手配、補助</p> <p>(3) 腎臓提供と腎臓移植に係わる医療従事者及び医療機関に対する啓蒙活動</p> <p>(4) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 28.1%) 10,000,000 円	[補助金] 臓器移植推進事業費補助金 650,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	<p>[指導事項]</p> <p>1 経理規程第19条第1項に「金銭を収納した時は、理事長が特に認めた場合のほか、日々銀行に預け入れ支出に充ててはならない。」と定められているが、献腎登録HLA検査料に係る受取負担金について、現金収納後に金融機関への預け入れなどの収納処理が行われず、経常経費の現金支払いに充てられていた。</p>	

	<p>2 都道府県支援事業費助成金について、未収金として計上されていなかった。</p> <p>3 献腎登録HLA検査料について、未払金として計上されていなかった。</p> <p>4 公益法人会計基準に基づき、正味財産増減計算書内訳表において、会計を公益事業会計と法人会計に区分しているが、総勘定元帳が会計ごとに作成されていなかった。</p>
	<注意事項> なし

監査対象団体	公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター		
所管部(局)課	福祉保健部 衛生薬務課		
監査実施日	令和2年10月6日		
事業の概要	<p>山梨県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の擁護を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導</p> <p>(2) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導</p> <p>(3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律で規定している標準営業約款に関する営業者の登録及び普及促進</p> <p>(4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の企画、開催又はその斡旋</p> <p>(5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供</p> <p>(6) 生活衛生関係営業の振興のための事業</p> <p>(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>		
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 40.0%)		2,000,000 円
	[補助金] 山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金		14,724,000 円
	山梨県生活衛生営業振興事業費補助金		2,200,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		

監査対象団体	株式会社 山梨食肉流通センター		
所管部(局)課	農政部 畜産課		
監査実施日	令和2年10月27日 12月23日		
事業の概要	<p>食肉流通体系の近代化を図り、もって畜産振興に寄与することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 家畜のと殺、解体</p> <p>(2) 食鳥の処理、解体</p> <p>(3) 食肉の処理、加工、販売及び輸送</p> <p>(4) 家畜、食鳥の副生物（原皮、内臓、骨等）の処理、加工、販売及び輸送</p> <p>(5) 食肉及び家畜、食鳥の副生物（原皮、内臓、骨等）の冷蔵、凍結、保管</p> <p>(6) 食肉市場の運営</p> <p>(7) 前各号に付帯する一切の業務</p>		
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 35.7%)		150,000,000 円
	[補助金] 山梨食肉流通センター施設整備関係補助金		55,650,000 円
	山梨食肉流通センター施設整備関係補助金		39,040,000 円
	山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金		640,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし		
	[指導事項]		
	1 経理会計規程第49条第2項に「実地棚卸は、『実地棚卸実施要領』により実施する。」と定められているが、当該実施要領が作成されていなかった。		
	2 貸借対照表の流動資産として計上されている貸倒引当金について、経理会計規程第72		

	条の「引当金の計上基準」に規定されていなかった。
	<注意事項> 1件

監査対象団体	公益財団法人 山梨県青少年協会	
所管部(局)課	教育庁 生涯学習課(出資金、補助金、公の施設管理)、子育て支援局 子育て政策課(公の施設管理)	
監査実施日	令和2年9月16日 令和3年1月26日	
事業の概要	<p>青少年に活動、研修、交流の場を提供することにより、豊かな感性と創造性を育み、心身ともに健全な青少年育成を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 青少年のための活動、研修、交流の場の提供事業</p> <p>(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	<p>[出資金] (出資率 39.2%) 20,000,000円</p> <p>[補助金] 青少年育成山梨県民会議助成費補助金 4,205,519円</p> <p><公の施設管理></p> <p>山梨県立青少年センター</p> <p>指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>指定管理料(令和元年度) 109,466,000円</p> <p>山梨県立八ヶ岳少年自然の家</p> <p>指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>指定管理料(令和元年度) 95,196,000円</p> <p>山梨県立愛宕山こどもの国</p> <p>指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>指定管理料(令和元年度) 42,830,000円</p> <p>山梨県立愛宕山少年自然の家</p> <p>指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>指定管理料(令和元年度) 62,505,000円</p>	
監査の結果	<p>[指摘事項]</p> <p>産業廃棄物収集・運搬、処理業務委託契約について、次のとおり不備があった。</p> <p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3において、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより確認し保存しなければならないとされているが、行われていないものがあった。また、同法施行令第6条の2において、委託契約は書面により行うこととされているが、処分業者との契約が締結されていないものがあった。(愛宕山少年自然の家)</p> <p>② 同法施行令第6条の2において、委託契約書には環境省令で定める書面を添付することとされているが、収集・運搬業者の許可証の写しが添付されていないものがあった。(青少年センター)</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 公益財団法人山梨県青少年協会処務規程において、指定管理業務が終了している「科学館」が削除されていなかった。</p> <p>2 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <p>平成28年度施設利用に係る電気料負担金 100,000円</p> <p>3 公益法人会計基準の運用指針に示されている正味財産増減計算書内訳書の様式が、平成30年6月に一部改正されたが、追加された科目である「他会計振替前当期一般正味財産増減額」が記載・計上されていなかった。</p> <p><注意事項> 2件</p>	

監査対象団体	山梨県小児救急医療事業推進委員会
所管部(局)課	福祉保健部 医務課

監査実施日	令和2年11月17日	
財政的援助等の内容	〔補助金〕 山梨県小児救急医療体制整備費補助金	119,066,751円
補助の目的	県民の小児救急医療に対する需要の増大に応えるとともに、小児科医不足により生じている諸課題に対応するため、山梨県小児救急医療事業推進委員会が実施する、休日・夜間における全県的な小児救急医療事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	学校法人 看護学園	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和2年11月10日	
財政的援助等の内容	〔補助金〕 山梨県看護師等養成所運営費補助金	50,182,000円
	甲府看護専門学校運営費補助金	31,000,000円
補助の目的	(1) 山梨県看護師等養成所運営費補助金 看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営について、予算の範囲内において補助金を交付し、その強化及び充実を行い、もって養成力の充実を図る。 (2) 甲府看護専門学校運営費補助金 看護師確保対策を推進するため、学校法人看護学園の設置する甲府看護専門学校の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。	
監査の結果	〔指摘事項〕 なし	
	〔指導事項〕 1 補助対象経費となる固定資産(備品)の取得において、見積合わせ後に判明した数量不足に係る新たな見積合わせを行わず、不足分を含めた数量で契約されていたものがあった。 2 経理規程第12条第2項に「会計伝票は、所定の手続により起票者及び経理責任者が押印のうえ、証拠を添付して第7条に定める経理総括責任者の承認を得なければならない。」と定められているが、振替伝票において、規定の処理が行われていなかった。	
	〈注意事項〉 なし	

監査対象団体	やまなし県民文化祭実行委員会	
所管部(局)課	観光文化部 文化振興・文化財課	
監査実施日	令和2年10月16日 令和3年1月28日	
財政的援助等の内容	〔補助金〕 やまなし県民文化祭開催費補助金	16,934,426円
補助の目的	県民総参加・地域間の交流・新しい文化の創造をめざし、やまなし県民文化祭実行委員会に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	
監査の結果	〔指摘事項〕 なし	
	〔指導事項〕 1 やまなし県民文化祭開催費補助金交付要綱第6条に、業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ、知事の承認を受けなければならないと定められているが、総合舞台の中止に伴う事業内容の変更承認を受けていなかった。 2 総合舞台部門の受取利息について、収入伺いが起票されていないものがあった。	
	〈注意事項〉 1件	

監査対象団体	アドブレン・共立・NTT ファシリティーズ共同事業体	
所管部(局)課	観光文化部 文化振興・文化財課	
監査実施日	令和2年10月20日	

財政的援助等の内容	<p><公の施設管理> 山梨県立県民文化ホール 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料（令和元年度） 165,581,490円 （うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 4,165,490円）</p>
監査の結果	[指摘事項] なし
	<p>[指導事項] 山梨県立県民文化ホール利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱第20条第2項に「現金を収納したときは、館長が金融機関に設けた預金口座へ当該収納の日及びその翌日までに預け入れなければならない。」と定められているが、要綱に定める期限内に金融機関へ預け入れられていなかった。</p>
	<注意事項> なし

監査対象団体	合同会社 丹青やまなし
所管部（局）課	リニア交通局 リニア未来創造・推進課
監査実施日	令和2年11月18日
財政的援助等の内容	<p><公の施設管理> 山梨県立リニア見学センター 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料（令和元年度） 2,304,528円 （うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 2,304,528円）</p>
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	合同会社 カナエール
所管部（局）課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	令和2年9月18日
財政的援助等の内容	<p><公の施設管理> 山梨県立聴覚障害者情報センター 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料（令和元年度） 33,852,000円</p>
監査の結果	[指摘事項] なし
	<p>[指導事項] 指定管理事業に係る費用（施設賠償責任保険料、中退共掛金等）が他事業に計上され、事業報告書の管理業務に係る収支決算に計上されていないものがあつた。</p>
	<注意事項> なし

監査対象団体	cowshi 金川の森パートナーズ
所管部（局）課	森林環境部 県有林課
監査実施日	令和2年11月20日
財政的援助等の内容	<p><公の施設管理> 山梨県森林公園金川の森 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料（令和元年度） 73,602,705円 （うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 133,705円）</p>
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項] なし
	<注意事項> 1件

監査対象団体	株式会社 ハイジの村
所管部（局）課	農政部 食糧花き水産課
監査実施日	令和2年9月17日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立フラワーセンター 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料（令和元年度） 9,643,920円 （うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 9,643,920円）
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社 桔梗屋
所管部（局）課	農政部 食糧花き水産課
監査実施日	令和2年11月19日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立富士湧水の里水族館 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料（令和元年度） 34,765,452円 （うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 2,460,452円）
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項] 1 山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務仕様書において、「指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。」とされているが、経理処理に関する規程類が作成されていない。
	2 山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務仕様書において、「急病人や災害その他の事故等により病人やけが人が発生した場合は、救護及び関係部署への速やかな通報、事故報告を行うこと。」とされているが、県への通報及び書面での報告までに日数を要した事案があった。
	<注意事項> なし

監査対象団体	株式会社 富士グリーンテック
所管部（局）課	県土整備部 都市計画課、スポーツ振興局 スポーツ振興課
監査実施日	令和2年9月9日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県御勅使南公園 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料（令和元年度） 79,872,000円 山梨県立飯田野球場 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料（令和元年度） 7,982,902円 （うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 71,902円）
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項] なし
	<注意事項> 2件

監査対象団体	株式会社 かいすた
所管部（局）課	県土整備部 都市計画課、観光文化部 観光資源課
監査実施日	令和2年11月27日

財政的援助等の内容	<p><公の施設管理></p> <p>山梨県富士川クラフトパーク 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理料（令和元年度） 107,210,000 円</p> <p>山梨県立富士川観光センター 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理料（令和元年度） 17,505,000 円</p>
監査の結果	[指摘事項] なし
	<p>[指導事項]</p> <p>事業報告書の管理業務に係る収支決算において、次のとおり不備があった。 (富士川観光センター)</p> <p>①収入について、テナント使用者に係る光熱水費及び燃料費の負担金が計上されていなかった。</p> <p>②光熱水費及び燃料費の支出について、自主事業として実施している切り絵の森美術館の常設館である道の駅ギャラリーの電気使用料及び灯油使用料が計上されていた。</p>
	<注意事項> なし

監査対象団体	笛吹川フルーツ公園マネジメントグループ
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課
監査実施日	令和 2 年 11 月 12 日 12 月 21 日
財政的援助等の内容	<p><公の施設管理></p> <p>山梨県笛吹川フルーツ公園 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理料（令和元年度） 214,638,000 円</p>
監査の結果	[指摘事項] なし
	<p>[指導事項]</p> <p>1 指定管理者で経理事務を担当する代表団体の経理規程第 25 条に「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れる」とされているが、果樹振興事業に係る収入金について、売上収納日から金融機関に預け入れるまで遅延しているものがあつた。</p> <p>2 指定管理者で経理事務を担当する代表団体の経理規程第 27 条第 1 項に「現金は毎日の出納終了後に現物と帳簿の残高を照合しなければならない」と定められているが、現金出納簿など帳簿が作成されていなかった。</p>
	<注意事項> なし

監査対象団体	アメニス山梨(桂川)グループ
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課
監査実施日	令和 2 年 9 月 29 日
財政的援助等の内容	<p><公の施設管理></p> <p>山梨県桂川ウェルネスパーク 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理料（令和元年度） 63,380,000 円</p>
監査の結果	[指摘事項] なし
	<p>[指導事項]</p> <p>1 事業報告書の管理業務に係る収支決算における農林業体験について、年数回開催される比較的大規模なイベントに係る収入については報告されていたが、日常的に開催される小規模なイベントに係る収入については報告されていなかった。</p> <p>2 経理規程第 25 条に「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れるものとする」と定められているが、収納日から 3 ヶ月を経過して入金されているものがあるなど、入金処理</p>

	が遅滞していた。
	<注意事項> 2件

監査対象団体	山梨科学推進グループ
所管部(局)課	教育庁 生涯学習課
監査実施日	令和2年11月11日 12月24日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立科学館 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料(令和元年度) 300,317,624円 (うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 2,697,624円)
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	SPS・桔梗屋・KBS 共同事業体
所管部(局)課	観光文化部 文化振興・文化財課
監査実施日	令和2年12月4日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立美術館 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料(令和元年度) 267,973,017円 (うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 766,978円) 山梨県立文学館 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料(令和元年度) 115,280,312円 (うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 329,949円) 山梨県立芸術の森公園 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料(令和元年度) 16,073,603円 (うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 46,005円)
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社 山梨食肉流通センター
意見	<p>取引先との契約に際し、担保措置として提出を受けた定期預金証書等のうち、前回監査に引き続き質権の設定がされていないものが複数あった。</p> <p>売上債権の回収不能リスク回避のため、質権の設定又はその他の方策の検討により、更なる売上債権の保全に努められたい。</p>
監査対象団体	やまなし県民文化祭実行委員会
意見	<p>会計処理は県財務規則に準じて行うものとされているが、事務局職員が行った会計処理については、契約書等の支出証拠書類がないもの、提出された請求書の検査・検収が行われていないもの、支出伺いの決裁を受けていないものが多数あり、また、運営委員が行った会計処理についても、見積合わせや随意契約理由書の作成が行われておらず、県財務規則に準じた適正な会計処理となっていなかった。</p> <p>更に、所管課担当職員と事務局職員が同一であり、補助金の実績報告書等について厳格なチェックが行われていなかった。</p> <p>所管課においては、実行委員会における県財務規則に準じた会計処理の適正性の確保に努めるとともに、所管課担当職員と事務局職員が重複しないようチェック体制を見直すなど内部統制の充実・強化に努められたい。</p>